

- ◆ 原子力災害が発生した場合、最初にPAZ内(発災発電所から5km圏内)及びPAZに準じた防護措置を実施する地域に居住されている住民のみなさまの避難が開始されますが、**要支援者の方の避難に必要な輸送手段(福祉車両)につきまして、当社からも出来る限り提供致します。**
- ◆ **またPAZ避難完了後は、PAZ避難向けに提供した輸送力を用いて、UPZ内(発災発電所から5～30km圏内)に居住されている住民のみなさまの避難用として提供致します。**

(九州電力からの輸送手段の提供)

- ・ 医療機関、社会福祉施設、在宅要支援者の避難のための福祉車両については、当社事業所及び玄海町、唐津市、松浦市鷹島※の医療機関、社会福祉施設へ平成29年3月までに**福祉車両21台**を配備  
 ※ 松浦市鷹島は、長崎県及び松浦市の地域防災計画において「PAZに準じた防護措置を実施する地域」と位置づけ
- ・ 在宅要支援者（玄海町、唐津市）の避難に使用する福祉車両の運転手については、九州電力から派遣

※ 上記について、原子力災害時に福祉車両の運転等を行う玄海地域の事業所の社員を対象に、平成29年度から社外専門家による移動介助や福祉車両の操作等の教育を実施しております。

(H29年度実績:延べ79人)



(ストレッチャー仕様: 4台)



(車椅子仕様: 17台)

出典：平成29年10月31日 「原子力災害対策充実にに向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（玄海原子力発電所）